

茨木市重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱

(設置)

第1 この要綱は社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）として、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対する適切な支援を図るため、茨木市支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(会議構成)

第2 支援会議は、圏域会議又はエリア会議のほか、支援会議の目的が達せられる会議により構成する。

(組織)

第3 支援会議に参加する者（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 茨木市及びその他関係行政機関職員
- (2) いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター及び包括支援センターの委託を受けた者並びに社会福祉協議会職員
- (3) 法第106条の4第4項の規定による委託を受けた者
- (4) その他会長が必要と認める者

(会長)

第4 支援会議に会長を置き、地区保健福祉センター所長をもって充てる。

2 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(圏域会議)

第5 圏域会議は、圏域内において適切な連携による支援体制を構築するために情報交換及び支援方法等の検討を行うために開催する。

(エリア会議)

第6 エリア会議は、エリア内で課題を抱える者及びその世帯が日常生活や社会生活を営むことができるよう、早期かつ予防的な観点から必要な情報の交換や支援体制を検討するために開催する。

(支援会議の開催)

第7 支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。なお、他事業における類似の会議と併催することは差し支えない。

2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第8 会長は、支援会議の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者及び構成員は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第159条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第10 支援会議の庶務は、地区保健福祉センターが処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年2月21日から施行する。